

原議保存期間30年
(平成46年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁運発第108号
平成16年12月3日
警察庁交通局運転免許課長

道路交通法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う事務処理上の留意事項等
について(ICカード免許証関係)

平成13年の道路交通法の一部改正により、公安委員会は、免許証に電磁的方法による記録を行うことができる旨の条文が設けられたが、本日公布された道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第381号。以下「改正政令」という。)及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第93号。以下「改正府令」という。)において、電磁的方法による記録が行われた免許証(以下「ICカード免許証」という。)の発行を開始するために必要な規定の整備が行われ、平成17年4月1日から施行されることとなった(別添1官報の写し及び別添2新旧対照条文参照)。

これらの改正の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理に遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において「令」とは改正政令による改正後の道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)を、「府令」とは改正府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総府令第60号)をいうものとする。

記

第1 運転免許関係手数料の標準の改正(令第43条関係)

1 趣旨

ICカード免許証の発行を開始するために必要な手数料の標準の改定を行うものである。

2 内容

電磁的方法による記録が行われる場合と行われない場合のそれぞれにおける免許証交付手数料、免許証再交付手数料及び免許証更新手数料について、物件費及び施設費に対応する額並びに人件費に対応する額を規定した。

3 留意事項

平成17年4月1日までに各都道府県の手数料条例の改正が必要である。ただし、電磁的方法による記録が行われる場合の手数料を条例で定める時期については、各都道府県におけるICカード免許証の発行開始時期に応じて当該都道府県が判断することとして差し控えない。

第2 ICカード免許証に電磁的方法により記録する事項等(府令第19条、第19条)

の2及び別記様式第14関係)

1 趣旨

ICカード免許証の発行を開始するために必要な規定を整備したものである。

2 内容

- (1) ICカード免許証については、免許を受けた者の本籍(外国人にあっては、国籍)を券面に記載しないこととする。
- (2) ICカード免許証には、免許証の記載事項(本籍を含む。)当該免許証を交付した公安委員会の名称及び免許を受けた者の写真を電磁的方法により記録することとする。

3 留意事項

ICカード免許証の仕様等については、「ICカード化運転免許証及びその運転免許証作成システム等の仕様について」(平成16年2月5日付け警察庁丁運発第16号)により通達済みであるが、本改正に伴うICカード免許証の仕様等の変更については、別途通達する。

第3 ICカード免許証に係る住所の取扱い(改正府令附則第2項関係)

1 趣旨

ICカード免許証に係る記載事項変更は、電磁的方法による記録を行う必要があることから(道路交通法(昭和35年法律第105号)第94条第1項)、追記装置が備え付けられた窓口で実施しなければならない。そこで、追記装置が記載事項変更窓口に対応程度整備されるまでの間、ICカード免許証に係る記載事項変更の利便性を確保するため、所要の経過措置を設けたものである。

2 内容

電磁的方法による記録については、当分の間、免許を受けた者の住所を除いて行うことができる。

3 留意事項

免許はいずれの公安委員会のものであってもその効力が同一であり、かつ、全国で通用するものであること、また、免許保有者の都道府県を越えた住所の移動も頻繁であること等の免許の性質にかんがみ、当分の間、電磁的方法による記録については、全国統一的に免許を受けた者の住所を除いて行うこととする。

なお、免許を受けた者の住所を電磁的方法により記録することとする時期については、別途通達する。

第4 その他の留意事項

警察庁においては、平成17年度から平成20年度にかけてICカード免許証の発行が順次開始されること、ICカード免許証導入によるメリット等について広報を行うことを予定しているが、平成17年度にICカード免許証の発行開始を予定している都道府県に限らずその他の都道府県においても、部内及び部外に対する広報啓発を図られたい。

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十六年十二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百八十一号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十一条の四第三項から第六項まで、第九十条第一項ただし書、第百条の二第一項本文及び第四号、第百二条の二、第百十二条第一項、第百十四条の六並びに第百二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三の三第一項中「第七十一条の四第四項」を「第七十一条の四第三項」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「第七十一条の四第五項」を「第七十一条の四第四項」に改め、同項各号中「二年」を「三年」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定は、法第七十一条の四第五項の政令で定める者について準用する。この場合において、第一項第一号から第三号までの規定中「三年」とあるのは「二年」と、同項第四号中「次項各号」とあるのは「第四項において読み替えて準用する次項各号」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、法第七十一条の四第六項の政令で定める者について準用する。この場合において、第二項各号中「三年」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

第四十三条第一項の表免許証交付手数料の項中「七百五十円」を「六百五十円（法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあつては、千五百円）」に改め、同表免許証再交付手数料の項中「七百五十円」を「六百五十円（法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあつては、千五百円）」に改め、同表免許更新手数料の項中「九百円」を「七百五十円（法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあつては、千二百円）」に改め、同表「八百元（法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあつては、千五百円）」に改め、同表「千四百五十円」を「千四百円」に改める。

別表第一の表中「消音器不備」を「消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反」に、乗車用ヘルメット着用義務違反、大型自動二輪車等乗車方法違反」を「乗車用ヘルメット着用義務違反」に改める。

別表第一の備考の二中72を118とし、65から71までを11から17までとし、64を削り、63を110とし、62を109とし、61を108とし、同表の備考の二の60中「26の3」を「58」に改める。

別表第一の備考の二中60を107とし、56から59までを102から106までとし、同表の備考の二の55中「22」を「53」に改める。

別表第一の備考の二中55を101とし、51から54までを96から100までとし、同表の備考の二の50中「21」を「51」に改める。

別表第一の備考の二中50を95とし、43の2から49までを87から94までとし、同表の備考の二の43中「7の5及び20の2」を「26及び49」に、「20の3」を「50」に改める。

別表第一の備考の二中43を86とし、27から42までを61から85までとし、26の4を59とし、59の次に次のように加える。

60 「大型自動二輪車等乗車方法違反」とは、法第七十一条の四第三項から第六項までの規定に違反する行為をいふ。
別表第一の備考の二中26の3を58とし、24から26の2までを54から57までとし、23を削り、22を53とし、同表の備考の二の21の2中「7の6」を「27」に改める。
別表第一の備考の二中21の2を52とし、21を51とし、同表の備考の二の20の3中「7の5」を「26」に改める。

別表第一の備考の二中20の3を50とし、同表の備考の二の20の2中「7の5」を「26」に改める。
別表第一の備考の二中20の2を49とし、7の8から20までを29から48までとし、同表の備考の二の7の7中「6」を「21」に改める。

別表第一の備考の二中7の7を28とし、7の2から7の6までを23から27までとし、同表の備考の二の7中「2の2」を「5」に、「3の8及び4の4から5まで」を「13及び17から19まで」に改める。

別表第一の備考の二中7を22とし、6を21とし、5の2を20とし、同表の備考の二の5中「2の2」を「5」に、「8から20の2まで、21から29の2まで又は30から72まで」を「30から49まで、51から65まで又は67から118まで」に改める。

別表第一の備考の二中5を19とし、同表の備考の二の4の5中「2の2」を「5」に、「7の4、7の6又は7の7」を「25、27又は28」に改める。

別表第一の備考の二中4の5を18とし、同表の備考の二の4の4中「2の2」を「5」に、「5の2、6、7の2又は7の3」を「20、21、23又は24」に改める。

別表第一の備考の二中4の4を17とし、4から4の3までを14から16までとし、同表の備考の二の3の8中「2の2」を「5」に、「4から4の3まで」を「14から16まで」に改める。

別表第一の備考の二中3の8を13とし、同表の備考の二の3の7中「1の2」を「2」に改める。

別表第一の備考の二中3の7を12とし、同表の備考の二の3の6中「2」を「4」に、「2及び3の2から3の5まで」を「4及び7から10まで」に改める。

別表第一の備考の二中3の6を11とし、同表の備考の二の3の5中「2」を「4」に、「8から20の2まで、21から29の2まで又は30から72まで」を「30から49まで、51から65まで又は67から118まで」に改める。

別表第一の備考の二中3の5を10とし、同表の備考の二の3の4中「2」を「4」に、「7の4、7の6又は7の7」を「25、27又は28」に改める。
別表第一の備考の二中3の4を9とし、同表の備考の二の3の3中「2」を「4」に、「5の2、6、7の2又は7の3」を「20、21、23又は24」に改める。

別表第一の備考の二中3の3を8とし、同表の備考の二の3の2中「2」を「4」に、「4から4の3まで」を「14から16まで」に改める。

別表第一の備考の二中3の2を7とし、3を6とし、同表の備考の二の2の2中「2」を「4」に、「3」を「6」に改める。

別表第一の備考の二中2の2を5とし、同表の備考の二の2中「3」を「6」に改める。
別表第一の備考の二中2を4とし、1の3を3とし、1の2を2とする。

別表第三の八の項中「速度超過（二十以上二十五未満）」の下に「又は大型自動二輪車等乗車方法違反」を加え、同表の十四の項中「大型自動二輪車等乗車方法違反」を削る。

附則

(施行期日)
第一条 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 小泉純一郎

※ [] . . . 運転免許等に関する手数料関係部分。

○内閣府令第九十三号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十三条第一項及び第三項、第九十三条の二、第九十八条の二第一項第五号及び第六号並びに第九十四条の六の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成十六年十二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。
第十九条を次のように改める。

(免許証の記載事項等)

第十九条 法第九十三条第一項の内閣府令で定めるものは、免許を受けた者の本籍(外国人にあつては、国籍)とする。

2 法第九十二条第一項の免許証の様式は、別記様式第十四(仮免許に係るものにあつては、別記様式第十五)のとおりとする。
3 免許証には、当該免許証を交付した公安委員会(次条において「交付公安委員会」という)の名称及び公印の印影並びに免許を受けた者の写真を表示するものとする。
4 免許証に記載されている別表第二の上欄に掲げる略語は、それぞれ同表の下欄に掲げる意味を表すものとする。
第十九条の次に次の一条を加える。

(免許証の電磁的方法による記録)
第十九条の二 法第九十三条の二の規定による記録は、法第九十三条第一項各号に掲げる事項、同条第二項の規定により記載されることとなる事項及び前条第三項の規定により表示されることとなるもの(交付公安委員会の公印の印影を除く)を免許証に組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。

第三十八条第五項第一号中「知識」の下に「並びに大型自動二輪車の二人乗り運転に関する知識」を加え、同条第六項第一号中「知識」の下に「並びに普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識」を加える。
別記様式第十四の備考の2に次のただし書を加える。
ただし、本欄又は同欄に「ICカード」の2の規定による記載が行われる場合は、当該事項は記載しないものとする。

附則

1 (施行期日) この府令は、平成十七年三月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び別記様式第十四の改正規定並びに次項の規定は、平成十七年四月一日から施行する。(経過措置)

2 道路交通法第九十三条の二の規定による記録については、改正後の道路交通法施行規則(以下「新府令」という)第十九条の二の規定にかかわらず、当分の間、運転免許を受けた者の住所を除いて行うことができる。

3 この府令の施行前に改正前の道路交通法施行規則(次項において「旧府令」という)第三十八条第五項に規定する大型二輪車講習を終了した者は、新府令第三十八条第五項に規定する大型二輪車講習を終了したものとみなす。

4 この府令の施行前に旧府令第三十八条第六項に規定する普通二輪車講習を終了した者は、新府令第三十八条第六項に規定する普通二輪車講習を終了したものとみなす。

※ . . . ICカード免許証関係部分。

道路交通法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文（運転免許等に関する手数料関係）
 ○道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
<p>（法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額） 第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の人件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。</p>					
手数料の種別	区分	物件費及び施設費に対応する額	手数料の種別	区分	物件費及び施設費に対応する額
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
免許証交 付手数料	（略）	六百五十円（法第 九十三条の二の規 定による記録が行 われる場合にあつ ては、千円）	免許証交 付手数料	（略）	七百五十円
免許証再 交付手数料	（略）	二千五百五十円	免許証再 交付手数料	（略）	二千六百元

2・3 (略)	(略)	免許証更 新手数料	料
		(略)	(略)
		七百五十円(法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあつては、千二百円)	定による記録が行われる場合にあつては、千五百円)
	千四百円	(略)	

2・3 (略)	(略)	免許証更 新手数料	料
		(略)	(略)
		九百円	
	千四百五十円	(略)	

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令新旧対照条文（ICカード免許証関係）

○道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（免許証の記載事項等）</p> <p>第十九条 法第九十三条第一項の内閣府令で定めるものは、免許を受けた者の本籍（外国人にあつては、国籍）とする。</p> <p>2 法第九十二条第一項の免許証の様式は、別記様式第十四（仮免許に係るもの）にあつては、別記様式第十五のとおりとする。</p> <p>3 免許証には、当該免許証を交付した公安委員会（次条において「交付公安委員会」という。）の名称及び公印の印影並びに免許を受けた者の写真を表示するものとする。</p> <p>4 免許証に記載されている別表第二の上欄に掲げる略語は、それぞれ同表の下欄に掲げる意味を表すものとする。</p> <p>（免許証の電磁的方法による記録）</p> <p>第十九条の二 法第九十三条の二の規定による記録は、法第九十三条第一項各号に掲げる事項、同条第二項の規定により記載されることとなる事項及び前条第三項の規定により表示されることとなるもの（交付公安委員会の公印の印影を除く。）を免許証に組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。</p>	<p>（免許証の様式）</p> <p>第十九条（略）</p>

別記様式第十四 (第十九条関係)

(表)

8.56			
氏名		年 月 日生	
本籍			
住所			
交付	年 月 日		
平成 年 月 日まで有効		運 転 免 許 証	写 真
免許の 条件等			
番号	第		
二種	年 月 日	種	類
他	年 月 日	種	類
二種	年 月 日	種	類
		公安委員会 印	
5.40		4.79	
7.96			

(裏)

(略)

備考 1 (略)

2 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍を記載すること。ただし、本籍又は国籍について法第93条の2の規定による記録が行われる場合にあつては、当該事項は記載しないものとする。

3~7 (略)

別記様式第十四 (第十九条関係)

(表)

8.56			
氏名		年 月 日生	
本籍			
住所			
交付	年 月 日		
平成 年 月 日まで有効		運 転 免 許 証	写 真
免許の 条件等			
番号	第		
二種	年 月 日	種	類
他	年 月 日	種	類
二種	年 月 日	種	類
		公安委員会 印	
5.40		4.79	
7.96			

(裏)

(略)

備考 1 (略)

2 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍を記載すること。

3~7 (略)